

## 納付方法の変更について

ご加入時に選択いただいた納付方法を変更したい場合は、以下の変更可能期間内に『任意継続保険料納付方法変更届』を健康保険組合に提出してください。

- ・ 1年前納もしくは半年前納（上期）への変更 …………… 2月末日（必着）
- ・ 半年前納（下期）への変更 …………… 8月末日（必着）
- ・ 毎月納付（口座振替）への変更 …………… 前納期間の前月末日（必着）

### 【例】

現在、1年前納（4～翌年3月）を行っている場合、前月末日は2月末日となります。

届出・申請用紙は、ホームページからダウンロードしてください。

ホームページの閲覧が困難な場合は、お手数ですが当組合へご連絡をお願いします。